

## 10 個人情報保護と人権

本稿では、まず個人情報保護法の直近改正を振り返り、その概要を整理した上、2023（令和5）年以降の最新動向を確認する。それらを踏まえて、生成 AI と個人情報保護と人権をめぐる喫緊の課題やサイバー攻撃の巧妙化などを検討し、かかる環境下、われわれ弁護士がどう行動すべきかについて論述することとしたい。

### (1) 個人情報保護法の直近改正

#### ア 23 年改正法

2022（令和4）年4月1日、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法が民間企業と同様の個人情報保護法に統合され、翌2023（令和5）年4月1日からは地方公共団体等にも個人情報保護法が適用された。これにより、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講じられている。このように、23年改正法の施行によって、民間企業や国・独立行政法人、そして地方自治体にも共通の法律が適用されるが、民間事業者に対する規律に大きな変更は認められない。

ただし、条文の番号が変わり、学術研究機関等に個人データを提供している事業者、国公立の病院や大学等と個人情報のやりとりを行っている事業者、国・地方自治体・独立行政法人等との間で個人情報のやりとりがある事業者の場合には、規律の一部が変更されるため、一応の注意が必要である。

#### イ 個人情報保護法規則等の改正

2023（令和5）年12月、個人情報保護法規則・ガイドラインが一部改正され、これらが2024（令和6）年4月1日に施行された。

本改正では、安全管理措置、漏えい等の報告の対象が、個人データのみならず、「事業者が取得した個人情報」、「事業者が取得しようとしている個人情報」に広げられ、「データベース化する予定の個人情報」も含まれる旨が追記されている。したがって、データベース化するつもりで個人情報を取得しようとしている段階から、安全管理措置の実施が求められることになる（ガイドライン3-4-2 安全管理措置）

漏えい等事案が発生した場合の報告対象には、「個人データとして取り扱われることが予定されているもの」も含まれる（ガイドライン-5-2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置）。また、事業者自身だけではなく、「委託をしている場合の委託先」や「第三者のサービスを利用している場合の第三者」の不正行為も報告の対象となることとなった

要するに、改正個人情報保護法施行規則で注目すべきは、漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告義務と本人への通知義務の対象が、「個人データ」から一定の「個人情報」にまで拡大した点にある。

#### ウ 規則改正の背景と実務対応

規則改正の背景には、いわゆる WEB スキミングによる被害拡大という事情がある。

WEB スキミングとは、インターネットに不正な簡易プログラム（スクリプト）を勝手に埋め込み、個人情報等を盗取する行為のこと。WEB 上でスキミング（「スキマー」と呼ばれる特殊装置を使用して不正に個人情報を取得）するサイバー攻撃である。

そこでは、攻撃者が WEB サイトを不正に改ざんして、サイト利用者がその WEB サイトに入力した情報が攻撃者にも送信されるようにし、事業者が取得しようとしている個人情報個人情報やクレジットカード番号を盗み出すことになる。

改正微塵情報保護規則・ガイドラインは、こうした WEB スキミング攻撃の事例も漏えい等報告の対象となるため、実務上、自社が運営する WEB サイトの改ざん検知などを施す必要が生じることとなる。

## (2) 個人情報をめぐる最新動向

### ア 個人情報保護法の見直し

個人情報保護委員会は、社会・経済情勢の変化を踏まえて、2019 年に示した「3 年ごと見直しに係る検討の着眼点」に即し、3 年ごとの見直しを進めてきた。見直しには、①個人の権利利益保護、②保護と利用のバランス、③国際的潮流との調和、④外国事業者によるリスク変化への対応、⑤AI・ビッグデータ時代への対応という 5 つの共通の視点がある。

個人情報保護委員会は、こうした共通の視点を反映して、2023（令和 5）年 11 月から、具体的な検討を進めており、2024（令和 6）年 6 月 27 日には、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表・意見募集したところ、2448 件の意見が集まった。

中間整理の意見募集を踏まえて、2025（令和 7）年の通常国会に改正法案が提出されることが予定されている。生体データ、こどもの個人情報等の規律、漏えい等報告義務の軽減など、実務に影響のある事項が対象となっているため、我々としても注視が必要である。

### イ 委員会権限の在り方

見直し議論では、微塵情報保護委員会が、欧州 GDPR と同様に、課徴金制度の導入を検討していると言われている。これに対して、IT 業界、自民党デジタル社会推進本部やデジタル庁などは規制強化の流れに警戒を強めており、一部報道によれば、委員会の執行と政策立案の権限を分離させる提案（委員会がもつ執行と政策立案の機能のうち、政策立案は他に移すべきとの案）まで検討されているという情報もある。

しかし、法律の執行機関がその執行を踏まえて法律を見直すのは当然で、法律の立案と執行は委員会が所管すべきという見解もあるところであり、今後とも個人情報保護法の見直しと委員会の権限の在り方には目が離せない。

2024（令和 6）年 6 月 27 日、個人情報保護委員会は、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表し、これに対する意見募集をした。

### ウ 直近の事件

2023（令和 5）年は、147 社の上場企業およびその子会社で個人情報の漏えい事件や紛失事

故が発生した。東京商工リサーチによれば、これらの事件・事故で漏洩した個人情報の数は、前年の約7倍の4000万人を超え、件数・人数ともに過去最多を更新したという。

2024（令和6）年においても、東京ガス子会社の顧客情報416万人分、公文の委託先から会員情報74万人分、KADOKAWAでは子会社取引先や従業員（生徒学歴を含む）等の個人情報25万人分が、不正アクセスないしランサムウェア（身代金要求型のコンピューターウイルス）攻撃によって流出した。

KADOKAWA事件は、フィッシングなどの攻撃により従業員のアカウント情報が窃取されてしまったことが本件の根本原因であると推測され、窃取されたアカウント情報によって、社内ネットワークに侵入されランサムウェアの実行および個人情報の漏洩につながったものとされている。

また、大手損保4社から保険代理店に出向している従業員が、店で管理されていた同業他社の顧客情報を自社に送るなどしていた問題も発覚している。この事件では、事態を重く見た金融庁の指示を受けて、各社が調査を進めたが、情報漏えいの件数が約250万件にのぼることが判明した。

このように、消費者意識の高まりに加えて、最近ではサイバー攻撃による被害も拡大するなど、個人情報をめぐる環境は激変し続けており、法規制面でも新たな対応が必要になっている。すなわち、個人情報やプライバシー保護に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利用の均衡、個人情報が多様に利活用される時代の業者責任の在り方、さらにはランサムウェアの巧妙化や越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応など、個人情報保護をめぐって解決すべき課題は多い。

### (3) 今後の実務的な課題

#### ア 現代法制の問題点

2020（令和2）年改正法の「仮名加工情報」導入により、企業のコスト負担は軽減され、データ利活用も促進された。他方、杜撰な仮名化やプロファイリング（散在する個人情報の照合）によるプライバシー侵害の危険性も相対的に高まるであろうことは否定できない。

また、今後検討すべき項目として、「忘れられる権利」がある。忘れられる権利とは、個人が望まないデータの消去を事業者に請求できる（たとえば、サイト上に各種の個人情報が公開され、これが長年にわたって消えずに残っていることに対し、過去の個人にまつわる情報の抹消を請求する）権利をいう。個人情報を完全に消去すると、データ利用に関する情報も消去されてしまい、当該個人が再度サービスを利用する際には、企業側に相応のコストが生じ、利便性を欠くことから、委員会はその導入に消極的だとされている（東京高決平成28年7月12日「グーグル検索事件」では、忘れられる権利について「法的に定められたものではなく要件や効果が明確ではない」と判示した）。この点は、議論の推移を見守る必要があるだろう。

また、就職情報サイトを運営する事業者が就職活動中の学生の内定を辞退する確率をAIで予測して企業に販売していた、2018（平成30）年のリクナビ事件を踏まえた個人関連情報（法

2条7項・16条7項・31条)にも実務的な課題は多い。

## イ 生成 AI と個人情報保護

最近、わが国においても、生成 AI サービス（質問・作業指示等に応じて文章・画像等を生成する AI を利用したサービス）が急速に普及してきた。かかる生成 AI に関しては、個人情報の管理が喫緊の課題である。たとえば、膨大なデータを用いて学習し、それをもとにコンテンツを作成する AI は、書き込んだ利用者の個人情報を学習し、それを別の利用者への回答に反映してしまうなどのリスクも潜んでいるため、その利用や活用においては十分な注意をしなければならない。

そこで、2023（令和 5）年 6 月、個人情報保護委員会は、生成 AI サービスの利用に関する注意喚起を行った。この注意喚起文書では、OpenAI 社（ChatGPT を開発・提供）による機械学習のための情報収集に関して、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないとされており、要配慮個人情報の収集対策として 4 つのステップが示されている。このようにデータの取得に制約をかければ、取得されたデータの偏りが、出力される成果の質にも影響してくるという課題も残る点には留意が必要であろう。

ちなみに、米国 FTC（連邦取引委員会）では、AI を活用したサービスの消費者被害に対する注意喚起を精力的に行い、セキュリティや情報保護の観点から生成 AI やボイスアシスタントに対する調査も開始したと報じられている。

## ウ 独禁法上の課題

公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化するため、2019（令和元）年 12 月 17 日、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表した。また、2020（令和 2）年 5 月 27 日には、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（デジタルプラットフォーマー透明化法）」が成立し、同年 6 月 3 日に公布されている。

このように、デジタル取引では、個人情報保護法もひとつの重要な規律であり、引き続き独禁法上の規制の動向にも注目しなければならない。

## エ ビッグデータとプライバシー

近年のスマートフォンや SNS の普及によって、ビッグデータのビジネス利用のプライバシー侵害や悪評などのリスクが顕在化しつつあり、ビッグデータとプライバシーとの関係も重要な課題となっている。

この点、現代的なプライバシー侵害事案では、当該個人の感受性ではなく、「一般人の感受性」を基準としている（最判平成 15 年 9 月 12 日判時 1837 号 3 頁「早稲田大学講演会名簿提出事件」）。また、受忍限度を超える場合にだけ、プライバシー侵害が認定される傾向にある（福岡高判平成 24 年 7 月 13 日判例集未掲載「ストリートビュー事件」）。

したがって、事業者の側においても、受忍限度を引き上げるためには、できる限り情報の利用目的・使用状況・利便性等の説明をし、情報主体である本人の納得感を得るよう努力すべき

であろう。本人の納得感を得られるならば、受忍の許容範囲も拡大するからである。

#### (4) われわれ弁護士はどう行動すべきか

##### ア 基本的な姿勢

まずは、弁護士として、データに関する権利に関し、個人情報保護法のみならず、不正競争防止法や知的財産権法の内容を正確に理解しなければならない。

また、個人情報をめぐる状況や価値観の変化に応じ、情報リスクに対する目配りが一層重要となる。たとえば、昨今の情報漏えい事案を踏まえて、消費者・個人の側からは、個人データの不正利用を監視する要請が高まっている。また、「仮名加工情報」の利用によって、不適切な仮名化やプロファイリングによるプライバシー侵害の危険性も顕在化する。さらに、個人情報の不適正な利用禁止により、個人の意思でデータがどう利用されるかを指示できるようになったため、個々人が、各事業者に対して、どのような利用形態を望み、また望まないかを吟味・検討するようになるであろう。弁護士としては、こうした事例への対応に関する法律相談の件数・頻度は格段に増加するものと思われる。

他方、事業者の側では、不適正な利用禁止に関する具体策や、本人の意向確認が重要となるため、弁護士としても、そうした実務対応に配慮する必要がある。また、仮名加工情報の具体的な要件については、実務的に関心の高いところであろう。こうした問合せにも的確に対処しなければならない。個人情報漏えいの報告が義務化されたため、漏えい時の対応を再点検すべきである。さらには、罰金の強化を見据えて、不正行為の発生防止体制の整備に関する助言も求められるであろう。

##### イ 現代的な課題への対応

生成 AI 普及との関係では、われわれ弁護士としても、ChatGPT の社内利用などの日常業務（平時対応）と、国内外での生成 AI にまつわる情報漏洩など問題が発生した場合（有事対応）のそれぞれについて、具体的な実務対応を検討する必要がある。

また、巨大 IT 企業による個人データの利用に際しては、個人の同意を得ずに位置情報・購買履歴等のデータを利用すれば、「優越的地位の濫用」（独禁法 19 条・一般指定 14 号）に該当する可能性がある。具体的には、①利用目的を知らせない（法 21 条）、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得・利用する（法 19 条）、③適切な安全管理をしない（法 22 条）、④同意を得ずに第三者提供する（法 27 条）、⑤従前と同じサービスを提供しながら追加で個人情報を取得する、などが示されている。また、サイト上の長文規約を明示したのみで、その趣旨が利用者に伝わっているといえないような場合には、消費者の同意を得たとは解されない点なども指摘されている。

##### ウ 海外法制への目配り

紙幅の関係で詳細には記述できないが、最近、欧州では、GDPR をめぐって欧州司法裁判所によるデータ関連判決が何件か出されている。

米国では 2020（令和 2）年 1 月にカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPR）が施行

され、2023（令和5）年以降は、フロリダ、テキサス、モンタナ、テネシー、インディアナの各州で包括的な個人情報保護法が成立した。

また、中国では、同年6月、個人情報越境標準契約弁法が施行され、シンガポール、タイ、ベトナム等、アジア各国における個人情報保護の法制化も急進している。特に中国の個人情報保護法では、他国法制ではみられない「死者の権利」も認められており、本人が死亡した場合に権利行使できるなど、注意すべき点が少なくない。

なお、生成AIとの関連では、同年3月に英国政府がAIに関する白書を公表し、6月には、欧州議会が欧州規制修正案を採択したことなどが注目される。

我が国企業としても、こうした諸外国の個人情報保護法制の対応を推進していくことが重要かつ喫緊の課題である。

## エ まとめにかえて

以上のとおり、個人情報をめぐる状況や価値観の変化に応じ、われわれ弁護士としても、情報リスクに対する目配りがますます重要となる。

そもそも個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（法1条）。この文理から、個人情報にまつわる個人の権利・利益・自由といったものを保護することが法の究極目的であることは明白であるが、事業者の立場からすれば、どのくらい有用性に配慮すべきなのか、あるいは配慮してもらえるのかが判然としない。こうした「有用性への配慮」に対する力説の強弱・濃淡が、法体系全体の解釈に大きな影響を及ぼすことを念頭に置いて、法の各条文の解釈に臨むべきである。この点、近年改正に至る経緯では、GDPR等の海外法制の影響と相俟って、有用性の配慮を後退させてもなお、個人の権利利益をより強く保護する方向へと舵を切ったものと評価できる。

また、平成30（2018）年にサイバーセキュリティ基本法が改正されたが、その後もサイバー攻撃事案は後を絶たない。この点、情報処理推進機構（IPA）が「情報セキュリティ白書2024」によれば、2023年中に警察庁に報告された国内のランサムウェアによる被害件数は197件で、前年の230件より若干減少しているものの、サイバー攻撃の多様化と巧妙化は進んでいる。その原因の大半は、VPN機器からの侵入、リモートデスクトップ、不審メールで占められていることに鑑みて、弁護士としても、こうしたトレンドに応じた安全管理措置にも目配りする必要がある。

なお、これらの問題とは別に、弁護士が自身の職務を行うにあたっての情報管理についても十分な留意が必要である。日弁連は、令和4年6月、弁護士情報セキュリティ規程を制定した。弁護士はセンシティブ情報を取り扱う以上、個人情報以外の情報を含め、これらの取扱いには細心の注意が求められている。同規程が施行された後は、弁護士は自身の情報セキュリティの基準を設け、これを遵守しなければならない。

以上